### 収益力強化設備(B類型)に関する 投資計画に係る実施状況報告の作成の 手引き

中小企業庁 事業環境部 企画課 令和06年12月02日 第三版

### このプラットフォームでできる事について

1. 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画における 経営力向上計画申請プラットフォームの位置づけ・・・・P.3

### 2

## 事前準備(初めてプラットフォームを利用される方のみ)

1.新規ユーザー登録	•••P.5
2.パスワードの設定	•••P.6
3.パスワードリセットの方法	•••P.7
4.ログイン	P.8
5.会社情報の登録	P.10
6.問い合わせの作成、送信	<b></b> P.13
	₽.16

### 3

### 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に 係る実施状況報告についての操作方法

<u>1.1 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画</u>	圓」の提出
の流れ	<b></b> ₽.17
2.確認書情報の登録	···P.18
3.実施状況報告書の作成	···P.25
4.本税制を利用しなかった場合の報告	∙••P.36
5.実施状況報告書一覧確認	₽.41
6.補正対応	⋯P.45

### 4

#### お問い合わせ窓口

1.本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先 ・・・・P.48

2.収益強化設備(B類型)についてのお問い合わせ先

...P.49

### 1 このプラットフォームでできる事について

### 1. 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画における当プ ラットフォームの位置づけ

#### 1. 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画について

「収益強化設備(B類型)」とは、経営力向上設備等のうち、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備です。計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご確認ください。中小企業庁のホームページ (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に係る経産局確認)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html

#### 2. 収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に係る実施状況報告 の作成までの流れと、当プラットフォームで行えること

確認書の 取得 経営力向上設備等のうち、中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、経済産業局による投資利益率に関する確認書が必要になります。設備取得の前に、経済産業局へ確認書発行を申請し、投資利益率に関する確認書を取得して下さい。

当プラットフォームでは、実施状況報告にかかる以下①~④の対応をWEBフォーム上で行うことができます。

#### 実施状況 報告書の 提出

#### (確認書を受領後)

①確認書情報の登録

(投資事業年度の翌事業年度終了後、4ヶ月以内。以降、計3年間)

- ②申請書の実施状況報告書の作成
- ③実施状況報告書の提出
- ④補正対応作業
- ※確認書を複数取得された場合、確認書ごとに報告書の作成が必要となります。
- ※①の登録を行うと、報告時期になるとお知らせのメールが届きます(P.23参照)。
- ※確認書発行後、設備投資を取り止めた場合は、初回報告時に本税制を利用しなかった 旨の申し出 (P.36参照) を行えば、以後の実施状況報告は必要ありません。

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備(B類型)に係る経産局確認の取得に関する手引き」

#### Point!



初めて当プラットフォームをご利用される方は、まず以下の情報を プラットフォームに登録します。登録にあたっては次の書類が必要 になりますので、お手元にご用意ください。

#### 初めて当プラットフォームを利用される時に必要となる情報

画面	必要情報
新規ユーザー 登録	申請者区分(法人、個人事業主)、gBizID、法人番号 ご担当者姓名、ご担当者メールアドレス、パスワード
会社情報登録	会社名称、会社住所、代表者名、代表者役職 使用する従業員数、決算月
申請者基本 情報	事業情報(大分類、 <b>中分類</b> 、小分類、 <b>細分類)事業分</b> 野別指針名



大分類、小分類が不明な場合は、こちらでご確認ください。 政府統計の総合窓口 e-Stat

https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

#### 1. 新規ユーザー登録

#### gBizIDに新規ユーザーを登録します。



① gBizIDを作成 ボタンを押下してください。

<u>https://gbiz-id.go.jp/top/</u> に遷移します。



②リンク先のマニュアルを参照してgBizIDを作成してください。

#### 2. パスワードの設定

#### gBizIDの登録画面を表示します。





gBizIDのマニュアル一部抜粋 gBizIDはプライムでの登録を推 奨しております

#### 3. パスワードのリセット方法

#### gBizIDの登録画面を表示します。



gBizID	
ログイン / Login	
	アカウントID / Account ID (メールアドレス /
	Email)
	/3.7—F / Password
	ログイン / Login
2	パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?
アカウン	トを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.

②「パスワードを忘れた方はこちら」を押下して再発行を依頼してください。

(詳細はgBizIDのマニュアルをご参照ください。)

#### 4. ログイン

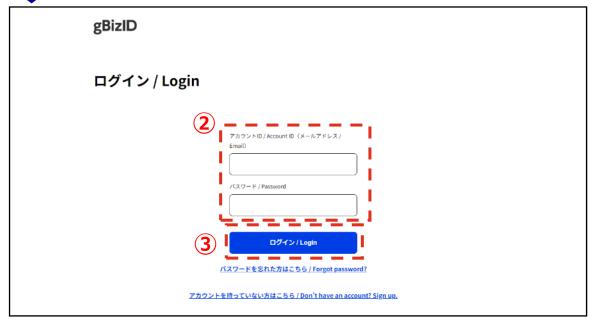
#### 経営力向上計画申請プラットフォームへのログイン方法です。



① gBizIDでログィン ボタンを押下してください。



#### gBizIDのログインページが表示されます。



- ② 登録したアカウントID/パスワードを入力してください。
- ③ ②の入力後、 ログイン/Login ボタンを押下してください。

#### 4. ログイン

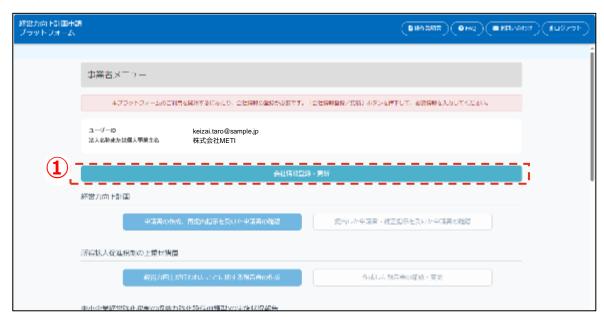
ログイン成功後、利用規約に同意していない場合に利用規約確認画面 に遷移します。



- ④ 「利用規約に同意する」に「√(チェック)」を入れてください
- ⑤ ④の入力後、 完了 ボタンを押下してください。

#### 5. 会社情報の登録(1/3)

会社情報を登録するには、「事業者メニュー」画面を表示します。



① 会社情報登録・更新 ボタンを押下してください。



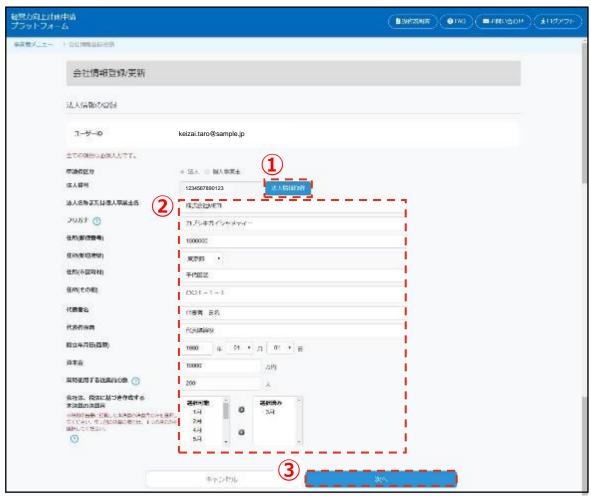
会社情報登録/更新画面が表示されます。





#### 5. 会社情報の登録(2/3)

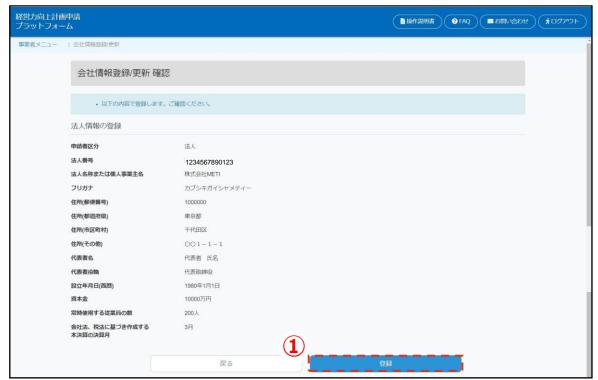
#### 会社情報登録/更新画面が表示されます。



- ① 法人の場合は 法人情報取得 ボタンを押下してください。(法人インフォメーションに登録された情報を取得します)
- ② 会社情報を入力・選択してください。全て必須項目になります。
- ③ ②の入力後、 📉 ボタンを押下してください。

#### 5. 会社情報の登録(3/3)

#### 会社情報登録/更新内容の確認画面が表示されます。



① 登録した内容を確認の上で修正する必要がなければ 登録 ボタンを押下してください。 修正する場合は「戻る」ボタンを押下してください。

#### 6. 問い合わせの作成、送信(1/3)

#### 「お問い合わせ作成」画面が表示されます。



① ■お問い合わせ ボタンを押下してください



「お問い合わせ作成」画面が表示されます。

#### 6. 問い合わせの作成、送信(2/3)

#### お問い合わせ内容を入力します。



- ① ご担当者の情報を入力してください。なお、ログイン後は、ユーザー情報が初期表示されています。
- ② お問い合わせの内容について入力してください。
- ③ 「個人情報の取り扱いについて」を確認の上、同意の場合は、 「個人情報の取り扱いについて同意します」に「✔(チェック)」 を入れてください
- ④ ①~③の入力後に、/// ボタンを押下してください。

#### 6. 問い合わせの作成、送信(3/3)

#### 「お問い合わせ内容確認」画面が表示されます。



1 お問い合わせ種別・内容を確認の上、 さい。 お問い合わせがサポートデスクへ送信されます。返信は「お問い合わせ作成」画面で登録いただいたメールアドレスに届きます。



#### 「お問い合わせ送信完了」画面が表示されます。



② 閉じる ボタンを押下してください。

操作に関するお問い合わせを、お電話でご希望される場合は操作方法お問い合わせ窓口「0570-550-363」までご連絡ください。

#### 7. ヘルプテキストの確認方法

### 「ヘルプテキスト( 🕡 )」がある画面が表示されます。



① ヘルプテキストにマウスのカーソルを合わせます。



#### ヘルプテキストの内容が表示されます。



② ヘルプテキスト内にリンクがある場合は、青字で表示されています。リンクをクリックすると、PDFファイルや別のページで、より詳細な説明を確認できます。

#### 1. 「収益力強化設備(B類型)に関する投資計画」の提出の流れ

作成にあたっては次の書類が必要になりますので、お手元にご用意ください。

- 1:投資計画の確認申請書(写し)
- 2:経済産業局の確認書(写し)
- 3:設備投資計画の分かる資料 「例]・設備投資計画書(稟議書、取締役会議事録等)
  - ・導入する設備の見積書等(設備投資の総額が分かる資料)
  - ・売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、

売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料 等

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状 況報告の手引きし

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo/b houkokutebiki.pdf

#### 確認書を受領後、下記作業を行ってください。

- ※確認書を複数取得された場合、確認書ごとに報告書の作成が必要となります。
- ※登録を行うと、報告時期になるとお知らせのメールが届きます(P.23参照)。

確認書情報の登 1 録 (P.18~P.24)

確認書番号、設備投資の内容等の登録を行います。

#### 投資事業年度の翌事業年度終了後、4ヶ月以内に報告を行ってください。

※本税制を利用しなかった方は、その旨の報告を行って下さい。 (P.36~P.40参照)

実施状況報告書 2 の作成  $(P.25 \sim P.27)$ 

導入状況、実施状況の入力を行います。

収益設備の登録 3 (P.28)

導入した収益力強化設備の内容の入力を行います。

投資利益率の登 4 録 (P.29)

投資利益率や金額の入力を行います。

税制措置の登録 5 (P.30)

税制措置の利用状況の入力を行います。

報告書の添付 6 (P.31)

報告内容の裏付けとなるPDFファイルを添付してくださ U10

報告書の提出  $(P.32 \sim P.33)$ 

提出内容の確認を行い、提出してください。



#### 2. 確認書情報の登録(1/7) <確認書受領後>

#### 「事業者メニュー」画面が表示されます。

経営力向上計画中請 ブラットフォーム		
	事業者メニュー	
	I ザ Ib keizai.taro@sample.jp 法人名楞亚之信賴人利果主名 株式会社METI	
	金针情報發發	· <del>Z</del> sf
經	常力向上計画	
	中間書の作成。再提出表示を受けた中間書の希望	提出した中語書・福正列示を挙げた中語書の特別
RF:	<b>得拡大促進税制/31上录せ抽置</b>	
	総管が南上が行われたことに関する販売者の作成	作成した製造者の確認・変更
ф	小企業経営強化税制の収益力強化験機(B類型)の実施状況報告	
	1 報告書の作成、作成した報告書・相	E 公示を受けた報告書の権限

① 報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認 ボタンを押下してください。



「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。



#### 2. 確認書情報の登録(2/7) <確認書受領後>

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。



① 経済産業局から交付を受けたB類型の確認書情報の入力を行う場合はこちら ボタンを押下してください。



#### 2. 確認書情報の登録(3/7) <確認書受領後>

#### 確認書情報を入力します。



- ① 確認申請書もしくは変更申請書の内容を転記してください。
- ② ボタンを押下してください。
- ※確認書発行日及び確認書番号は、経営力向上計画の認定日及び認定書の公文書番号とは異なりますのでご注意ください。 (次頁へ続く) 20



#### 2. 確認書情報の登録(4/7) <確認書受領後>

#### 確認書情報を登録します。





#### 2. 確認書情報の登録(5/7) <確認書受領後>

確認書情報の登録が完了しました。 続いて、実施状況報告書の作成を行います。





#### 2. 確認書情報の登録 <報告期限前> (6/7)

報告書提出期間の開始日時に、報告書の提出が必要な確認書が記載されたメールが送信されます。

※最初のメールから1か月ごとに同様のメールが期間終了日時まで 送信されます。

表題: 収益力強化設備に関する投資計画に係る「実施状況報告」の提出依頼について

#### ご担当者様

 $(\mathbf{1})$ 

日頃は、経済産業行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。 標記の投資計画について、経済産業大臣の確認を受けられた事業者におかれましては、設備 投資が完了し事業の用に供した決算年度(投資年度)の翌事業年度終了後から、3ヶ年に わたり決算期終了後の4ヶ月以内に実施状況報告書をご提出していただく必要があります。 つきましては、第〇回目の実施状況報告書の提出期限が 令和〇年〇月となっておりますので、期限までにご提出下さいますようお願い申し上げます。

#### <u>報告対象の確認書:</u> 0000000000

ログインURL: https://

経営力向上計画申請プラットフォームでの実施状況報告書の提出方法は以下のとおりです。

- 1. 本メールに記載されている確認書番号を控えてください。
- 2. 経営力向上計画プラットフォームにログインし、「事業者メニュー」画面から「報告書の作成、 作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認」ボタンをクリックしてください。
- 3. 「実施状況報告書の作成・補正・確認」から、「確認書情報の確認」ボタンをクリックし、本メールに記載されている確認書番号と一致しているか確認し、前の画面に戻ってください。
- 4. 「実施状況報告書の作成・補正・確認」から、3. で確認した案件の「報告の作成」ボタンをクリックし、報告書を作成して提出してください。

詳しくは、「収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き」をご確認ください。

手引きURL:

https://keieiryoku.go.jp/doc/pdf/ImplementationRptOfTypeB.pdf

また、経営力向上計画申請プラットフォームを利用せず、既に実施状況報告書を郵送にてご提出いただきました事業者に於かれましては、本メールの送付が行き違いとなりましたら、何卒ご容赦下さい。

ご不明な点がございましたら、収益力強化設備に関する投資計画の確認を受けた経済産業局にお問い合わせください。

① メールに記載されている確認書番号を控えてください。※P.28に続く



#### 2. 確認書情報の登録 <期限超過> (7/7)

報告書提出期間を過ぎた場合に、報告書の提出が必要な確認書が記載されたメールが送信されます。

表題: 収益力強化設備に関する投資計画に係る「実施状況報告」の提出依頼について

#### ご担当者様

日頃は、経済産業行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。 標記の投資計画について、経済産業大臣の確認を受けられた事業者におかれましては、設備 投資が完了し事業の用に供した決算年度(投資年度)の翌事業年度終了後期から、3ヶ年 にわたり決算期終了後の4ヶ月以内に実施状況報告書をご提出していただく必要があります。

つきましては、以下の確認書の実施状況報告書の期限が過ぎておりますので、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

### 報告対象の確認書:

 $(\mathbf{1})$ 

ログインURL: https://

経営力向上計画申請プラットフォームでの実施状況報告書の提出方法は以下のとおりです。

- 1. 本メールに記載されている確認書番号を控えてください。
- 2. 経営力向上計画プラットフォームにログインし、「事業者メニュー」画面から「報告書の作成、 作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認」ボタンをクリックしてください。
- 3. 「実施状況報告書の作成・補正・確認」から、「確認書情報の確認」ボタンをクリックし、本メールに記載されている確認書番号と一致しているか確認し、前の画面に戻ってください。
- 4. 「実施状況報告書の作成・補正・確認」から、3. で確認した案件の「報告の作成」ボタンをクリックし、報告書を作成して提出してください。

詳しくは、「収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き」をご確認ください。

手引きURLhttps://keieiryoku.go.jp/doc/pdf/ImplementationRptOfTypeB.pdf

また、経営力向上計画申請プラットフォームを利用せず、既に実施状況報告書を郵送にてご提出いただきました事業者に於かれましては、本メールの送付が行き違いとなりましたら、何卒ご容赦下さい。

ご不明な点がございましたら、収益力強化設備に関する投資計画の確認を受けた経済産業局にお問い合わせください。

① メールに記載されている確認書番号を控えてください。※P.28に続く

(次頁へ続く) 24



#### **3. 実施状況報告書の作成(1/11)**

#### ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

1	中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)の実施状況報告	
	報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認	

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。



① 報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認

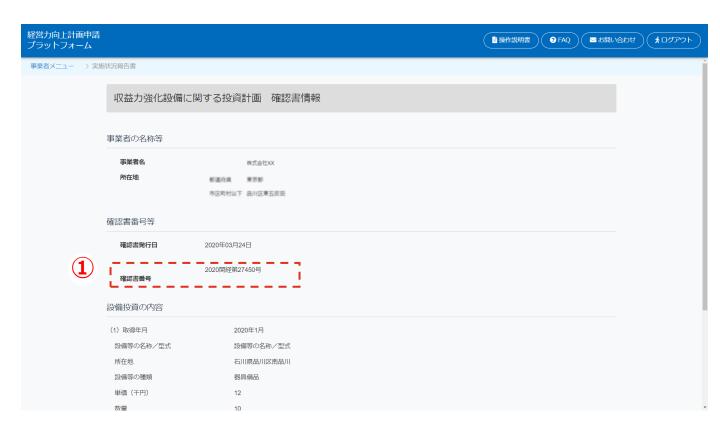
ボタンを押下してください。

- ② 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。 送付されてきたメールに記載されている確認書番号を確認してください。(送付されてくるメールはP.23またはP.24、確認方法はP.26を参照してください)
- ③ 報告の作成 ボタンを押下してください。実施状況報告書の登録画面 が表示されます。
- ※本税制を利用しなかった方は、その旨の報告を行って下さい。 (P.36~P.40参照)



#### 3. 実施状況報告書の作成(2/11)

#### 「確認書番号」の確認方法です。

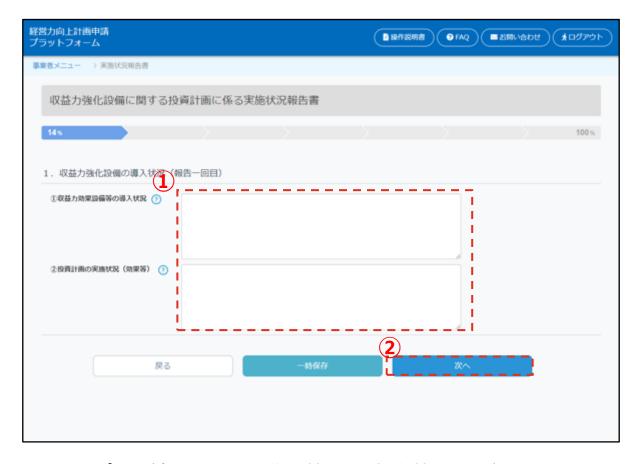


① 送付されてきたメールに記載されている確認書番号と一致しているか 確認してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(3/11)

#### 導入状況を入力します。

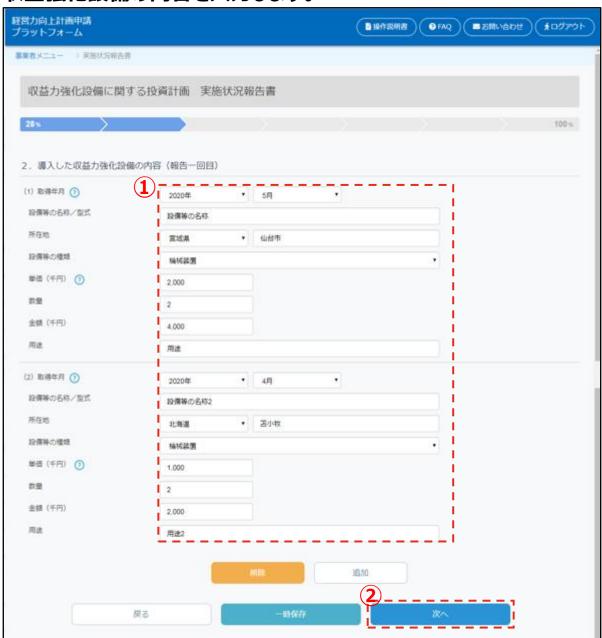


- ① ヘルプをご参照の上、導入状況、実施状況をご入力く ださい。
- ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(4/11)

#### 収益強化設備の内容を入力します。



- ① 収益強化設備の内容を入力してください。
- ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(5/11)

#### 「投資利益率の状況」画面が表示されます。

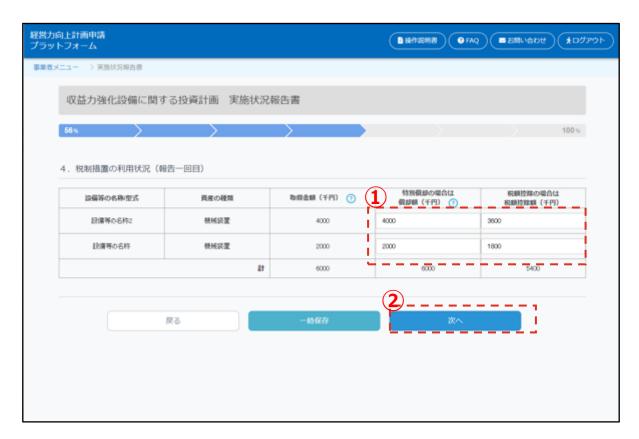


- ① 各項目の値と差額の要因を入力してください。(初回報告時は3年分の計画値を入力してください。)
- 次へ ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(6/11)

#### 「税制措置の利用状況」画面が表示されます。



- ① 税制措置の値を入力してください。
- ② **ベ** ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(7/11)

#### 「報告書の裏付けとなる資料」画面が表示されます。

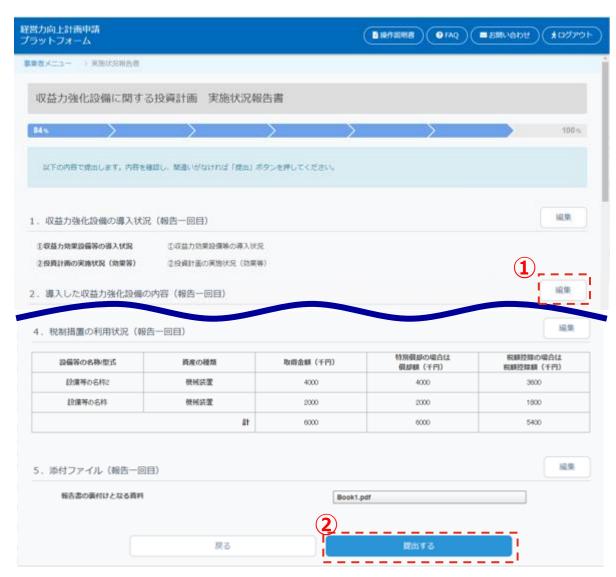


- ① 報告書の裏付けとなるPDFファイルを添付してください。
- ② 入力は後後に適応へ ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(8/11)

#### 「提出内容の確認」画面が表示されます。



- ① 表示している内容を修正する場合は各項目で表示されているボタンを押下してください。
- ② これまでに入力した内容が表示されます。内容を確認し、 修正が必要ない場合は 環曲する ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(9/11)

#### 「提出完了」画面が表示されます。



① 以上で実施報告書の作成が完了しました。 メニューに戻るには 事業者とユーに戻る ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(10/11)

## 提出した内容について、報告書の審査(〇回目)の完了が記載されたメールが送信されます。

表題: 収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告(〇回目)が完了いたしました。

#### ご担当者様

収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告(〇回目)が完了いたしました。ご報告いただき、ありがとうございました。

報告対象の確認書:

**(1)** 

000000000



① メールに記載されている報告書番号を控えてください。

#### ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)の実施状況報告 報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認

② 報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認

ボタンを押下してください。



#### 3. 実施状況報告書の作成(11/11)

「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。



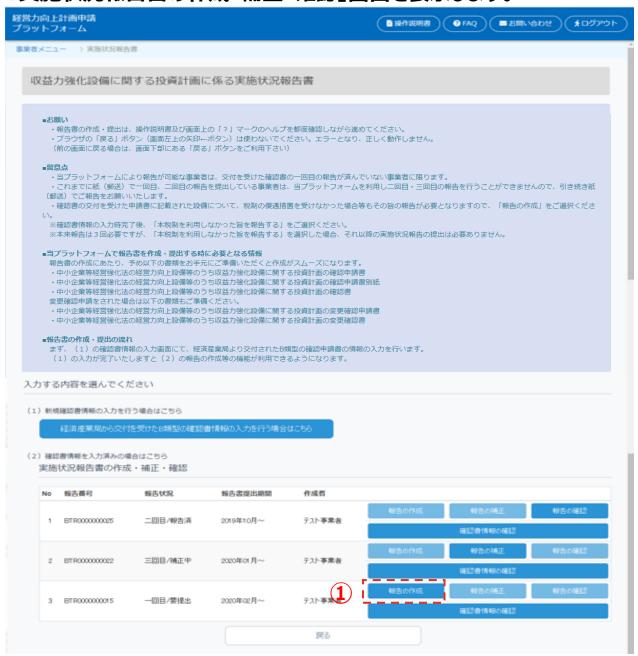
① 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。 送付されてきたメールに記載されている確認書番号を確認してください。(送付されてくるメールはP.34、確認方法はP.26を参照してください)



#### 4. 本税制を利用しなかった場合の報告(1/5)

初回の実施状況報告時に本税制を利用しなかった旨を報告します。 以後、実施状況報告は必要ありません。

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面を表示します。



① 製造の作成 ボタンを押下してください。



#### 4. 本税制を利用しなかった場合の報告(2/5)

「税制措置の優遇を受けた場合・受けなかった場合の選択」画面が 表示されます。



① 本税制を利用しなかった旨を報告する ボタンを押下してください。



#### 4. 本税制を利用しなかった場合の報告(3/5)

#### 「報告不要である理由の入力」画面が表示されます。

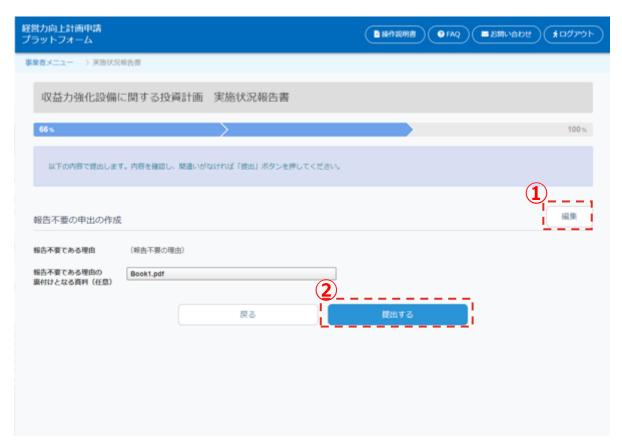


① 報告不要である理由を入力し、ファイルを添付(任意)して 入力情報確認画面へ ボタンを押下してください。



#### 4. 本税制を利用しなかった場合の報告(4/5)

#### 「提出内容の確認」画面が表示されます。



- ① 表示している内容を修正する場合は **\*\*\*** ボタンを押下してく ださい。
- ② これまでに入力した内容が表示されます。内容を確認し、 修正が必要ない場合は ###する ボタンを押下してください。



#### 4. 本税制を利用しなかった場合の報告(5/5)

#### 「報告不要の申出完了」画面が表示されます。



① 以上で実施報告書の作成が完了しました。 メニューに戻るには 事業者メニューに戻る ボタンを押下してください。



#### 5. 実施状況報告書一覧確認(1/4)

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。

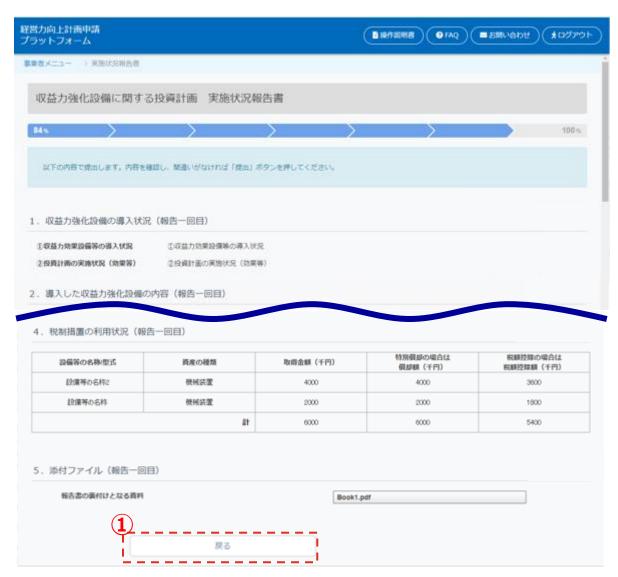


① (報告の確認) ボタンを押下してください。



#### 5. 実施状況報告書一覧確認(2/4)

#### 「実施状況報告書の確認」画面が表示されます。



① 内容が表示されます。遷移元画面に戻る場合は **尽**が求タンを押下してください。



#### 5. 実施状況報告書一覧確認(3/4)

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面を表示します。



① 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。



#### 5. 実施状況報告書一覧確認(4/4)

#### 「確認者情報の確認」画面が表示されます。



① 内容が表示されます。遷移元画面に戻る場合は ズタンを押下してください。



#### 6. 補正対応(1/3)

### 提出した内容について、補正が必要な場合は補正指示があることが記載されたメールが送信されます。

表題:収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告への補正依頼があります。

#### ご担当者様

ご提出いただいた、収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告の内容に補正依頼があります。

次の番号の報告書をご確認ください。

1 報告書番号: BTR000000XXXX

補正対応の方法は以下のとおりです。

- 1. 本メールに記載されている報告書番号を控えてください。
- 2. 経営力向上計画プラットフォームにログインし、「事業者メニュー」画面から「報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認 ボタンをクリックしてください。
- 3. 「実施状況報告書の作成・補正・確認」から、該当の報告書番号の「報告の補正」ボタンをクリックしてください。
- 4. 画面上部補正指示のコメントをご確認の上、報告書の修正をお願いいたします。 詳しくは、「収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の 手引き」をご確認ください。

#### 手引URL:

https://keieiryoku.go.jp/doc/pdf/ImplementationRptOfTypeB.pdf

※本メールは送信専用のメールアドレスのため、本メールへの返信は不可です。 補正指示内容についてお問い合わせなどがある場合は、以下の経済産業局にお問い合わせ ください。

(問い合わせ先)

〇〇経済産業局

電話番号:000-000-000



🎍 ① メールに記載されている報告書番号を控えてください。

#### ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)の実施状況報告

報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認

② 報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認



#### 6. 補正対応(2/3)

#### 「実施状況報告書の作成・補正・確認」画面が表示されます。



- ① 送付されてきたメールに記載されている報告番号を探してください。 (送付されてくるメールはP48を参照してください)
- ② 報告の補正 ボタンを押下してください。実施状況報告書の登録画面が表示されます。



#### 6. 補正対応(3/3)

#### 申請の入力画面に補正指示が表示されます。



- ① 補正指示のコメントが作られた日時が表示されます。
- ② 補正指示のコメントが表示されます。ここに書かれている内容をご確認の上、申請書の修正をお願いいたします。
- ③ 補正指示についての確認事項がある場合はここに記入をお願いいた します。255文字まで入力することができます。
- ④ ③で補正指示についての確認事項を記載後に <a href="#">戦局を指述する</a> ボタンまたは <a href="#">本税制を利用しなかった旨を報告する</a> ボタンを押下するとコメントが保存されます。

※補正指示のコメントは、補正指示がある場合には報告書作成または、本税制を利用しなかった旨の報告の全ての画面(P.27~P.39)で同じ内容が表示されます。

#### 1. 本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先

#### 1. 電話でのお問い合わせをご希望の方

操作方法お問い合わせ窓口までご連絡ください。

TEL: 0570-550-363 (平日9:30~17:00)

#### 2. お問い合わせフォームでのお問い合わせをご希望の方

本マニュアルのP.13に記載しております、[2.サイトの操作方法(共通操作) 6.問い合わせの作成・送信]をご確認いただき、ご連絡ください。

お問い合わせフォームはこちらになります。

https://d2v000000mvkkeao.my.site.com/InquiryCreate

#### 2. 収益強化設備(B類型)についてのお問い合わせ先

P.49をご確認お願いいたします。

### 4 操作に関するお問い合わせ窓口

#### 2. 収益強化設備(B類型)についてのお問い合わせ先

お問い合わせ先	管轄地域
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通:011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通:022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山 形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通:048-600-0298)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千 葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山 梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通: 052-951-0253)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
○近畿経済産業局 経営力向上室 (直通: 06-6966-6036)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 (直通: 082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山 口県
○四国経済産業局 中小企業課 (直通:087-811-8562)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営力向上室 (直通:092-482-5592)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通:098-866-1755)	沖縄県